

○倉敷管弦楽団規約 (R7.1.6 改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本楽団は、倉敷管弦楽団と称する。

(事務所)

第2条 本楽団は、事務所を倉敷市玉島阿賀崎1 2 1 2番地に置く。

(目的)

第3条 本楽団は、演奏を通じて団員相互の親睦と演奏技術の向上を図り、同時に演奏活動を通じて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

第2章 団員

(団員)

第4条 本楽団は、第3条に定める目的に賛同し、次に掲げる条件を満たす者を団員とする。

- (1) 定例の練習及び本楽団が主催又は参加する演奏会等（以下「演奏会」という。）に参加できること。
- (2) 演奏会に参加できる演奏技術を有すること又はその習得に努めることを誓約できること。
- (3) 入団を希望し、及びこれを承認されること。

2 本楽団は、前項に定める者のほか、主に本楽団の運営に携わる者を団員とすることができる。

(団員の責務)

第5条 団員は、音楽活動の推進者としての自覚を持ち、本楽団の活動に積極的に参加協力しなければならない。

(入団)

第6条 入団希望者は、次に掲げる手続を経なければならない。

- (1) 団長に対し入団を申し込む。
- (2) 必要に応じて演奏技術の審査を受ける。
- (3) 団長に対し入団を届け出る。

(休団)

第7条 団員は、正当な理由により一定期間本楽団の活動に参加することが不可能となり、その場合においても引き続き団員の資格を保有することを希望するときは、申出により休団することができる。

(退団)

第8条 団員は、申出により退団することができる。

2 団長は、正当な理由なく長期間本楽団の活動に参加しない団員について、役員会での協議を経てこれを退団したものとみなすことができる。

(除名)

第8条の2 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団員総会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 本楽団の名誉を毀損し、又は本楽団の目的に反する行為をしたとき
 - (2) 本楽団の団員としての義務を怠り、その他団員としてふさわしくない行為をしたとき
- 2 前項各号の規定により団員を除名しようとするときは、除名の議決を行う団員総会において、当該団員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第9条 本楽団の運営は、団員が共同して行うことを原則とするが、その円滑な実施を図るため本楽団に次の役員を置く。

- (1) 団長
- (2) インспекター
- (3) コンサートマスター
- (4) マネージャー
- (5) ライブラリアン
- (6) パートマネージャー
- (7) 監事
- (8) その他の役員

2 役員は、本楽団の運営に関する実施機関とし、団員及び団員以外の有識者の中から選任されるものとする。

3 役員は、必要に応じてその職務を補佐する者を置くことができる。

4 役員は、他の役員を兼務することができる。ただし、監事についてはこの限りでない。

(任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

第4章 会議

(団員総会)

第11条 本楽団に団員総会を置く。

2 団員総会は、本楽団の意思決定に関する最高機関とし、全団員でこれを構成する。

3 団員総会は、年1回以上団長が招集する。ただし、全団員の3分の1以上の数の団員から会議に付議すべき事項を示して団員総会の招集を請求されたときは、団長はこれを招集しなければならない。

4 団員総会においては、次に掲げる事項を審議し議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員及び選曲委員の任免

(3) 予算及び決算

(4) 年間活動計画

(5) 団員の除名

(6) その他本楽団に関する重要事項

(役員会)

第12条 本楽団に役員会を置く。

2 役員会は、本楽団の諸活動に関する協議機関とし、第9条第1項に定める役員でこれを構成する。

3 役員会は、団長が招集する。ただし、役員から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求されたときは、団長は役員会を招集しなければならない。

4 役員会においては、次に掲げる事項を協議し決定する。

(1) 演奏会での演奏曲目等

(2) 団員総会付議事項

(3) 入団希望者の入団の承認

(4) 正当な理由なく長期間本楽団の活動に参加しない団員の取扱い

(5) その他本楽団の諸活動に関する必要事項

(選曲委員会)

第13条 本楽団に選曲委員会を置く。

2 選曲委員会は、演奏会での演奏曲目案等に関する選定機関とし、団員総会において選出された選曲委員でこれを構成する。

3 選曲委員会は、選曲委員の互選により選出された委員長が招集する。

4 選曲委員会においては、次に掲げる事項を選定し役員会に提案する。

(1) 本楽団の演奏技術を勘案した演奏曲目案等

(2) 本楽団の演奏履歴を勘案した演奏曲目案等

(3) 演奏者の確保が可能な演奏曲目案等

(4) その他本楽団の演奏に必要な観点から検討した演奏曲目案等

5 役員会は、選曲委員会の選定した事項を最大限に尊重して演奏会での演奏曲目等を決定しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第14条 本楽団の運営に必要な経費は、団員会費、事業収入、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本楽団の会計年度は、12月1日から11月30日までとする。

第6章 雑則

(その他)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、団長が別に定める。

昭和49年12月	2日	制定	平成14年	1月	7日	改正	平成26年	1月	6日	改正
昭和57年	1月12日	改正	平成21年	1月	5日	改正	平成27年	1月	5日	改正
昭和58年	1月17日	改正	平成22年	1月	4日	改正	令和5年	1月	9日	改正
昭和60年	2月11日	改正	平成25年	1月	7日	改正	令和7年	1月	6日	改正